

令和4年稲敷市農業委員会第6回総会

[6月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君

9番 宮本信夫君
10番 黒田和夫君

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局長係長	宮本祐司君
農業委員会事務局長主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は16番高須一郎委員、17番篠崎文夫委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

2件でございます。併せまして、田4筆、10,676㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページから7ページの16件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、7ページの受理番号15番までは、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。受理番号16番につきましては、あっせん等を希望しております。後ほど、その他のなかで説明させていただきます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書8ページになります。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。受理番号1番と2番につきましては、渡し人が同一の隣接した農地であり、いずれも受け人が自己住宅として利用するものであります。受理番号3番は、江戸崎字浜町通外2地区、畑3筆、700㎡について、いずれも、字は違っておりますが、受け人の自宅と隣接しており、受け人が自宅敷地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書9ページから11ページまでの7件になります。9ページの受理番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであり、この後の議案で、3条許可の申請が出ております。10ページ、11ページの受理番号2番から7番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 12ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転件3件、贈与による所有権移転2件でございます。

受理番号1番 太田字浮添、田1筆、2,344㎡、受理番号2番 阿波字西久保、畑1筆、160㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号3番 高田字御城、田1筆、332㎡、受理番号4番 浮島字尾島、畑1筆、489㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

受理番号5番 江戸崎字外浦、田2筆、5,467㎡についてでございますが、受人が農業経営を開始するために買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号1番について、報告いたします。

6月6日に荒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積246アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番(吉田 武君) 7番吉田です。受理番号2番について、報告いたします。

6月8日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積870アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○14番(篠崎惣寿君) 14番篠崎です。受理番号3番について、報告いたします。

6月6日に水飼推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、サツマイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、経営面積181アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番(黒田和夫君) 10番黒田です。受理番号4番について、報告いたします。

6月8日に武内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にトウモロコシ等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は160日、経営面積60アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番(山下恭一君) 11番山下です。受理番号5番について、報告いたします。

6月6日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培をしている農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は180日、経営面積54アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 13 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号 1 番 月出里字北根下、田 1 筆、3, 216 m² についてですが、農地区分については、土地改良区域内で農用地区域内の農地であります。申請人は、つくば市に工事事務所を有し、高速道路の建設等の事業を営む法人で、この度、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4 車線化事業に伴い、一時的な工事用道路及び土や資材の仮置き場などの工事用地が必要となり、申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、令和 7 年 1 月 30 日までの 3 年間、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。また、土地改良区からの意見書を得るなど、他法令との協議も了しております。なお、申請地は農地区分が農用地区域内と区分されておりますが、仮設作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であること。かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

受理番号 2 番 高田字中根、畑 2 筆、1, 579 m² についてですが、転用目的は太陽光発電、310 ワットパネル 360 枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号 3 番 石納字東通、畑 1 筆、428 m² についてですが、非線引き区域、土地改良区除外済で 10 ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断いたしました。申請人は、隣地において金属プレス加工業を営んでおりますが、業務拡大に伴い従業員用駐車場を別途確保することによって、積み下ろしスペースを拡張したく、申請に及んだものでございます。事業計画は、従業員通勤車両 9 台とトラック待機場所として利用する計画です。なお、申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条の 5、既存施設の拡張、「拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの」に該当します。

受理番号 4 番・5 番は同一事業で権利種別が地上権および所有権移転でわかれているものであり、一括での説明といたします。古渡字寺台、畑 2 筆、1, 758 m² についてですが、転用目的は太陽光発電、310 ワットパネルを 360 枚設置。

受理番号 6 番 古渡字寺台、畑 1 筆、1, 951 m² についてですが、転用目的は太陽光発電、310 ワットパネルを 360 枚設置。なお、受理番号 4 番から 6 番については、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。雨水

は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号7番 神宮寺字長堀、畑1筆、196㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、自宅敷地が狭く、別途駐車場が必要であることから申請におよびました。

以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。受理番号1番について、去る6日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に圏央道4車線化事業の工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣寿君） 14番篠崎です。受理番号2番について、去る6日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号3番について、去る6日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番から6番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。受理番号4番から6番について、去る6日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号7番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 15ページをお開き願います。

登記地目変更のための非農地証明書の交付12件でございます。

受理番号1番 上君山字大塚、畑1筆、1、853㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号2番 堀川字丑新田、畑1筆、1、016㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号3番 時崎字東前、田1筆、104㎡についてですが、20年以前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号4番 須賀津字須賀津、田1筆、7、270㎡、受理番号5番 須賀津字須賀津、田1筆、1、179㎡についてですが、20年以上前より、市役所駐車場として利用されており、

受理番号6番 上之島字上ノ島、畑1筆、358㎡についてですが、20年以前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号7番 桑山字下池、田2筆、648㎡、受理番号8番 桑山字下池、田1筆、158㎡、受理番号9番 桑山字下池、田1筆、557㎡、受理番号10番 桑山字下池、田1筆、110㎡、受理番号11番 桑山字下池、田2筆、537㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号12番 江戸崎字道城沖、田2筆、183㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番について、去る6日、村山委員と推進委員の岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、受理番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号2番について、去る6日、篠崎委員と推進委員の荒井委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、受理番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号3番について、去る6日、墳本委員と推進委員の木野内委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、受理番号4番・5番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番（高須一郎君） 16番高須です。受理番号4番・5番について、去る6日、吉田委員と推進委員の宮崎委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、駐車場として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、受理番号6番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号6番について、去る6日、根本委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、受理番号7番から11番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣寿君） 14番篠崎です。受理番号7番から11番について、去る6日、宮本委員と推進委員の木村委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒

廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号12番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号12番について、横田委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 17ページをお開き願います。

議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、6件、23筆、64,073㎡、再設定が、5件、44筆、52,631㎡の利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号1番から3番につきまして、設定を受ける方は同じ方で、農業生産法人以外の法人ですので、解除条件付の契約書及び地域のほかの農業者との役割分担に関する状況を記載した計画書が添付されております。また、代表取締役の農業従事日数は200日です。利用目的は水稻、期間は1年、小作料につきましては、使用貸借権の設定のため、0円です。受理番号5番につきまして、登記地目が畑ですが、現況は田です。新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 21ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、4件、26筆、37,981㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号2番につきましては、登記地目が山林ですが、現況は田です。関連する23ページの議案第6号、受理番号3につきましては、現況地目の田で記載してあります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 23ページをお開き願います。

議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が5件、26筆、37,981㎡、再配分が9件、22筆、22,818㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

16番委員 高 須 一 郎

17番委員 篠 崎 文 夫